

加古川市下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程新旧対照表

加古川市下水道排水設備指定工事店規程（平成27年上下水道事業管理規定第5号）

現 行	改 正 案
（指定工事店の指定） 第3条 条例第8条で規定する工事を施工することができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、管理者はこれを指定工事店として指定するものとする。 <u>(1) 責任技術者が1名以上専属していること。</u> <u>(2) 工事の施工に必要な設備及び機材を有していること。</u> <u>(3) 兵庫県内に営業所があること。</u> (4) 略 2 略 （指定の申請） 第4条 略 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(5) 略 (6)<u>専属責任技術者名簿</u>（様式第3号）及び雇用関係を証する書類 (7)<u>専属</u>する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証（第17条第1項の規定に基づき管理者が交付したものをいう。）の写し (8) 略 3 略 （指定の辞退及び異動の届出） 第9条 指定工事店は、第3条の指定要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに指定工事店指定辞退届（様式第6号）<u>を管理者に提出しなければならない。</u> 2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに指定工事店異動届（様式第7号）<u>を管理者に提出しな</u>	（指定工事店の指定） 第3条 条例第8条で規定する工事を施工することができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、管理者はこれを指定工事店として指定するものとする。 <u>(1) 兵庫県内に営業所があること。</u> <u>(2) 営業所ごとに責任技術者を1名以上選任していること。ただし、兵庫県内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u> <u>(3) 工事の施工に必要な設備及び機材を有していること。</u> (4) 略 2 略 （指定の申請） 第4条 略 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(5) 略 (6)<u>選任責任技術者名簿</u>（様式第3号）及び雇用関係を証する書類 (7)<u>選任</u>する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証（第17条第1項の規定に基づき管理者が交付したものをいう。）の写し (8) 略 3 略 （指定の辞退及び異動の届出） 第9条 指定工事店は、第3条の指定要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに指定工事店指定辞退届（様式第6号）<u>に管理者が必要と認める書類を添付して管理者に提出しなければならない。</u> 2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに指定工事店異動届（様式第7号）<u>に管理者が必要と認</u>

ければならない。

(1)～(5) 略

(6) 専属する責任技術者に異動があったとき。

(7) 略

める書類を添付して管理者に提出しなければ
ならない。

(1)～(5) 略

(6) 選任する責任技術者に異動があったとき。

(7) 略